

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月10日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門長 二階堂 英城

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) 内水面生物・環境試料放射能測定業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 契約締結日
至) 令和7年3月3日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、それぞれの単価に予定数量を乗じて算出した合算額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省府統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省府統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識及び技術を有することを証明した者であること。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

栃木県日光市中宮祠2482-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所日光庁舎
電話 0288-55-0055
FAX 0288-55-0064

②宅配便着払いによる交付

任意書式に「（単価契約）内水面生物・環境試料放射能測定業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③メールによる交付

任意書式に「（単価契約）内水面生物・環境試料放射能測定業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に關し質疑がある場合には、令和6年6月17日までに上記3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はフックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も隨時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であつて特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 証明に関する事項

- (1) 証明書等
(2) 提出場所
(3) 提出期限

競争参加者は、上記2.(5)を証明する証明書等を提出しなければならない。

入札説明書による。

3. ①に同じ。

令和6年6月24日 17時00分

証明書等は上記日時までに提出すること。

開札は証明書等の審査を終了した後、下記6.(1)にて行う。

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和6年7月8日 15時00分

栃木県日光市中宮祠2482-3

国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産技術研究所日光庁舎 展示棟セミナー室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和6年7月8日 12時00分

3. ①に同じ。

7. その他の

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省府統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有す

る者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願ひいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となつた場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

10. 情報処理業務の委任等に係る特記仕様書における「誓約書等」の提出について

当機構では、「政府機関等サイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定。）の趣旨を踏まえ、契約相手方となつた場合に、特記仕様書に基づく誓約書等の提出をお願いしています。

「（単価契約）魚類耳石年齢査定及び胃内容物査定業務」（以下、「本契約」という。）特記仕様書をご理解いただき、以下内容の誓約を書面にしてご提出をお願いします。

- ① 特記仕様書第3(1)・第4(2)：本契約における履行体制及び遵守事項の誓約について
- ② 特記仕様書第8(1)イ(ウ)：本契約における消去状況の報告について
- ③ 特記仕様書第8(1)イ(エ)：本契約における履行完了に伴う遵守事項の報告について
- ④ 特記仕様書第8(2)ウ：本契約における個人情報及び要機密情報に係る情報の管理記録の報告について
- ⑤ 特記仕様書第8(2)オ：本契約における情報消去承諾の申請について
- ⑥ 特記仕様書第8(2)ケ：本契約における業務従事者全員への教育及び研修の実施状況の報告について
- ⑦ 特記仕様書第10：再委託承認申請書

業務仕様書

1. 件 名 (単価契約) 内水面生物・環境試料放射能測定業務
2. 業務目的 本業務は、福島県、栃木県、千葉県の内水面水域で採取された生物試料及び堆積物試料について放射性物質濃度の測定を行うことにより、内水面における放射能汚染の把握に資するデータを取得することを目的とする。
3. 予定数量 約 1,000 検体
(内訳)
①約 500 検体: 中禅寺湖(栃木県)、秋元湖・新田川・木戸川(福島県)、手賀沼(千葉県)にて採集した魚類筋肉試料
②約 500 検体: 中禅寺湖(栃木県)、秋元湖・新田川・木戸川(福島県)、手賀沼(千葉県)及びそれらの周辺陸域にて採取した底泥、プランクトン、付着藻類試料、落葉、水生昆虫、陸生昆虫試料
4. 業務期間 自) 契約締結日
至) 令和7年3月3日
5. 業務内容
(1) 当所が送付する生物試料について、ガンマ線放出核種分析(セシウム-137、セシウム-134)を行う。分析方法は原子力規制庁放射能測定法シリーズ「ゲルマニウム半導体検出器による γ 線スペクトロメトリー」に準じたものであること。
(2) 測定にあたっては、セシウム-137 の検出下限値 1Bq/kg 以下、セシウム-134 の検出下限値 5 Bq/kg 以下となるように測定時間を設定すること。ただし、試料重量が 10g 未満、または試料採集日が 2020 年以前の検体については、セシウム-134 の検出下限値を設定しない。また、試料量が 5 g 未満であるものについては、測定時間が 8 万秒を経過した時点におけるゲルマニウム半導体検出器の解析プログラムによるセシウム-137 の計算濃度が 1 Bq/kg 未満であるときは、検出下限値 5 Bq/kg で以て測定を終了してもよいものとする。なお、セシウム-137 及びセシウム-134 の両方ともに値付けが出来た場合は、測定を終了して差し支えない。

- (3) 当所から送付した試料は、当所担当者の指示があるまで保管すること。試料は生の筋肉試料が主となることから、試料受取から測定実施までの間、冷凍保管をしておくこと。当所からの試料の送付は1ヶ月あたり最大400検体程度を予定している。
- (4) 当所担当者の指示があった日から暦日30日以内（ただし、期限日が土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合はその翌日まで）に、指定された全ての検体の分析を終了し、当所担当者に都度メール添付によりデータを送付すること。分析を指示する検体数は、1回当たり200～300検体の見込みである。ただし、(5)に記載する当所担当者との協議により、試料を乾燥又は灰化等の前処理を行う場合においては、30日を40日と読み替える。
- (5) 測定試料の量は検体によって大きく異なることが想定される。したがって、試料の測定には容量の異なるV-9、U-8型容器いずれのタイプにも対応可能なゲルマニウム半導体検出器を用いること。なお、測定試料は当所から容器に詰めた状態で送付し、請負業者にて他の容器に詰め替えて測定してはならない。ただし、供試料量が少ない（U-8容器内の試料充填の高さが4mmに満たない）場合は、少量試料測定可能なテフロンチューブに充填し、井戸型ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定すること。また、ゲルマニウム半導体検出器での濃度測定に概ね8万秒以上かかることが想定される試料については、当所担当者との協議により、試料を乾燥又は灰化等の前処理を可能とする。
※上記の井戸型ゲルマニウム半導体検出器を使用する場合、及び試料の前処理を行う場合においても、発注単価は変更できない点に留意すること。
- (6) 測定終了後の試料は、順次冷凍宅配便にて当所に返送すること。ただし、乾燥、灰化等を実施した場合、試料は測定容器に入った状態で返却し、当初試料が入っていた空容器も併せて返却すること。
- (7) 分析結果については、分析の途中経過を含めてすべて記録を残しておくこと。また当所担当者が必要に応じて分析操作過程及び分析途中記録を閲覧できるよう申し入れに応じる体制を取ること。
- (8) 検出限界以下の検体が確認された際は、速やかに当所担当者に連絡すること。

6. 成果品及び
業務報告

- (1) 成果品（測定結果）は、電子データを電子媒体（CD-R 等）で2部提出すること。乾燥、灰化等を実施した場合の報告値は生試料状態のものとし、測定形態について備考欄等に「生」・「乾燥」・「灰化」のいずれかを記載すること。
- (2) 電子媒体は提出の前にウイルスチェックを行うこと。
- (3) 本業務は成果品（分析結果報告書）を提出後完了届もしくは完了報告書の提出を持って完了とする。

報告期限：令和7年3月3日

7. 納入場所

栃木県日光市中宮祠2482-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 日光庁舎

8. その他

- (1) 全ての分析サンプル及び容器類等は返却すること。
- (2) 分析結果は誤謬がないように報告すること。
- (3) 運送に係る経費及び消耗品等（瓶など）に係る経費は、全て請負業者が負担するものとする。
- (4) 本業務で知り得た情報について、取扱責任者を置き、社内で適切に管理を行い第三者への開示及び漏洩することができないように注意すること。
- (5) 本業務における品質確認及び解析業務について、別添：国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委任等に係る特記仕様書に従うこと。
- (6) 詳細については担当職員の指示に従うこと。